

下関市環境方針

1 基本理念

下関市は、中国山地に連なる緑あふれる森、清らかな流れの木屋川・栗野川、そして美しい海岸線の響灘、周防灘、関門海峡など、緑と水に囲まれ、豊かな自然に恵まれたまちです。

今日の環境問題は、地球温暖化や生物多様性の損失、資源・エネルギー問題など、地球規模で進行するものが多くなってきております。特に、世界各地で頻発する異常気象など地球温暖化による影響はますます顕著になっており、早急な温室効果ガス排出量の削減が求められるとともに、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めなければなりません。

こうした問題を解決するためには、私たち一人ひとりが地球の有限性を深く認識し、市民、事業者及び市がそれぞれの責務と役割を自覚し、協働して取り組んでいくことが必要です。地域活動でより良い環境を作り上げようと取り組む意識や能力「地域環境力」を高めることにより、日常生活の中で無理なくあたりまえに取り組み、かつ地域の繋がりの中でやりがいを感じられるような活動の活性化につなげることができるのです。

下関市は、独自の環境マネジメントシステム「しものせきエコマネジメントプラン」を運用し、積極的かつ継続的に環境の保全と改善に取り組むとともに、市民、事業者等と一体となって望ましい環境像「地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しものせき」の実現を目指します。

2 基本方針

(1) 下関市環境基本計画の推進

計画に掲げる以下の5つの基本目標を達成するため、各種環境関連施策を推進します。

○豊かな自然環境の保全とふれあいの推進

恵みある自然環境の保全に努めるとともに、人と自然の健全なふれあいを通じて自然との共生を図ります。

○環境負荷の少ない循環型社会の構築

様々な啓発活動により環境に配慮した行動の浸透を図るとともに、地域で資源を循環させて有効利用するしくみづくりを進めます。

○快適な生活空間の確保

文化・歴史的資源、都市及び農村・漁村の景観資源、緑に恵まれた自然環境を活用して、快適で潤いのあるまちづくりを推進します。

○未来につなぐ低炭素の社会づくり

本市の地域特性に合わせたエネルギーの地産地消及び温室効果ガス排出の抑制を推進します。

○環境保全の仕組みづくり

子どもから大人まで世代を問わない学習機会の提供や市民の環境保全意識の向上を図ることで、活力ある地域づくりを推進します。

(2) 職員の資質向上

職員一人ひとりが自らの資質向上に努め、自発的に環境に配慮した行動を行います。

(3) 継続的改善

事務事業で発生する環境負荷と行政コストの削減に向け、具体的かつ実効性のある環境目標を設定し、これを常に見直すことにより継続的な改善を図ります。

(4) 重大な環境リスクの管理

関連する法規制及び地域等との協定等を遵守するとともに、事故や災害等の緊急事態における重大な環境汚染を防ぐため、危機管理体制を整備します。

(5) 取組結果の公表

環境方針や環境マネジメントシステムに基づく取組結果を市民に公表するとともに、市民からの意見を反映するよう努めます。

平成29年4月1日

下関市長 前田 晋太郎

特記仕様書(環境編簡易)

発注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、発注者の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度(エコマーク・グリーンマーク)の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。

- (6)リサイクル(分別)可能な製品を積極的に使用すること。
- (7)公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8)業務の実施箇所周辺的环境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。